

My Life Book

～大切な人へ贈るエンディングノート～



九州大学基金

九大のあゆみ（1911～1961）

1911 九州帝国大学創立
工科大学、医科大学から成る



初代総長
山川健次郎

医学部、工学部に改称、
1919 農学部設置

1924 法文学部設置



正門より法文学部本館を望む
(1924年)



アインシュタイン来学（1922年）
前列左から2番目は相対性理論の紹介で有名な
桑木彥雄教授。

1923
関東大震災

1939 理学部設置

1941 太平洋戦争始まる
1945 福岡大空襲
太平洋戦争終結

法学部、経済学部、文学部設置（法文学部廃止）
1949 新制九州大学発足
教育学部設置

1947
教育基本法
学校教育法公布



博多駅（1932年）

1961 創立五十周年

東ドイツで
東西ベルリン境界封鎖



親和会の福岡県大刀洗飛行場見学（1924年）
親和会は応用化学科の親睦団体で、工科大学
では最も早く設立された。



工学部本館（1930年竣工）
現在でも九州大学（箱崎サテライト）を代表
する建物である。



医学部食堂（1935年）



第一分校第2回女子学生入学歓迎会（1950年）
九大は戦前の法文学部時代から女子入学を認めて
いたが、新制大学ではさらにその傾向が強まり、
昭和25年の志願者は69人に及んだ。



発足当時の歯学部臨床研究棟及び附属病院
(1967年)



九大祭仮装行列（1961年）
中央のロケットは工学部応用化学科3年生
の作品。

※掲載写真：九州大学大学文書館提供

(1963～2024)



大型計算機センター前に築かれたバリケード
(1968年)



封鎖で荒れた研究室 (1969年)



地蔵の森 (1998年)
平成10年7月に遊歩道などが整備され、箱崎
キャンパス内の憩いの場として開放された。



卒業式風景 (2004年)
卒業式は平成15年より学位記授与式と改称さ
れた。



第61回九大祭当日の教養部正門 (2008年)
六本松最後の九大祭、中央は美術部作成の看板。



はかたどんたくパレード (2015年)

1963 教養部設置

1964 薬学部設置

北九州五市合併
北九州市発足

1967 歯学部設置

東京オリンピック
東海道新幹線開業

1968 九州芸術工科大学創立

第一次羽田事件
第二次羽田事件

米空母エンタープライズ佐世保に入港
この年日本の国民総生産が資本主義国中
第2位に。

1994 教養部廃止



移転した文科学部
左上方に板付飛行場 (現福岡空港) (1963年)

2003 九州芸術工科大学と統合

1995
阪神・淡路大震災

2004 国立大学法人化

個人情報保護法公布
国立大学法人法公布

2005 伊都キャンパス開校

九州新幹線八代
-鹿児島中央間開業

福岡県西方沖地震
九州国立博物館開館
JR九大研都市駅開業

2011 創立百周年

2012 創立百周年記念式典挙行

伊都キャンパスへの統合移転完了

2018 共創学部設置

箱崎サテライト
国の登録有形文化財
(建造物)登録へ

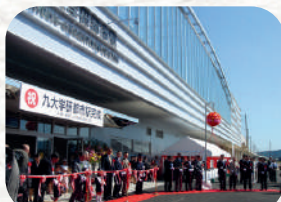
2024



博多駅 (1973年)



九州大学・九州芸術工科大学
統合記念式典 (2003年)



九大学研都市駅
完成披露式典 (2005年)



九州大学病院 (2009年)

※掲載写真：九州大学大学文書館提供

記入日： 年 月 日

◇はじめに

このノートは、あなたのこれまでの人生、どのように年令を重ねてきたかを振り返るきっかけにするためのものです。いざという時に大切なご家族が困らないようにするためにも役立ちます。

◇使い方

- ・全てを埋めようとしなくても大丈夫です。
- ・気持ちが変わることはよくあります。囚われずに自由に書きましょう。
- ・定期的に見直して、情報や考えが変わっていないかを確認しましょう。
- ・お書きになられた内容によっては、ご家族やご関係者と揉める原因になることもあります。状況によっては、無理にお書きにならなくても大丈夫です。

◇もくじ

あの頃を振り返って

* 九大のあゆみ …1～2

今の私について書いてみましょう

1. 私について …4～5
2. 身体について …6～7

私の希望について書いてみましょう

3. 家族・親族・友人について …8
4. お金・財産について …9～10
5. 葬儀・お墓について …11
6. 遺言書・相続について …12～16
7. 法定相続について …17
- * 大切な人へのメッセージ …18



1. 私について

◇ 基本情報

まずは自分と向き合って、誕生からこれまで過ごしてきた日々を思い出しながら、人生を振り返ってみましょう。そうすることで、大切なご家族や周囲の人に「あなた」を知ってもらう手助けにもなります。

フリガナ

氏名

旧姓

生年月日

年

月

日

〒
現住所

携帯電話

本籍地

メール

◇ 学歴・職歴

年	月	学歴	年	月	職歴

自分のルーツや半生を書き出してみよう。そうすることで自分自身への理解が深まります。

◇ 私の人生の振り返り

幼少期の私

学生時代の私

社会に出てからの私

現在、そしてこれからの私

2. 身体について

◇ 基本情報

人生最期の時間を迎えるまで自分らしく過ごすために、現在の健康状態を改めて確認し、有効な治療について情報を集めておきましょう。
そして、ご家族や周囲の人に理解を得られるようにしておきましょう。

身長

体重

血液型

視力

好きな食べ物

嫌いな食べ物

アレルギー

☐

ない

☐

ある

(具体的に

◇ 医療情報

	発症 年月日	病名	治療中の場合 内容・診断	手術	医療機関・診療科・医師名
現 病 歴				有・無	
				有・無	
既 往 歴				有・無	
				有・無	

◇ もし重大な病気になったら

☐ 病名も余命も聞きたくない

☐ 病名も余命も事実を正確に伝えてほしい

☐ 病名は聞いておきたいが、明確な余命は聞きたくない

☐ まだわからない

◇ 将来「延命治療」が必要になった時の希望はありますか

- ☐ ない ☐ ある （例：〇〇と話しておきたい ）
- ☐ 延命治療をしてほしい ☐ 全ての延命治療を拒否する
- ☐ 助かる見込みがなければ延命治療はしない ☐ まだわからない

◇ 「介護」が必要になった時の希望はありますか

- ☐ ない ☐ ある （例：〇〇と話しておきたい ）
- ☐ できれば配偶者に介護してほしい ☐ できれば子供に介護してほしい
- ☐ 家族に任せる ☐ プロのヘルパーや介護サービスを受けたい

◇ どのような最期を迎えたいですか

- ☐ まだわからない
- ☐ 希望がある ※具体的に…

3. 家族・親族・友人について

◇ 家族・親族

(緊急時に連絡する人にチェック)

緊急時にご家族や周囲の人が困らないために、大切な人に連絡を取れるようにしておきましょう。

氏名	住所	連絡先	メール	続柄	連絡
	〒 ー				☐
	〒 ー				☐
	〒 ー				☐
	〒 ー				☐
	〒 ー				☐

◇ 友人

(緊急時に連絡する人にチェック)

氏名	住所	連絡先	メール	間柄	連絡
	〒 ー				☐
	〒 ー				☐
	〒 ー				☐
	〒 ー				☐
	〒 ー				☐

◇ ペットがいる場合、面倒が見れなくなった時の希望はありますか

☐ 飼っている

☐ 飼っていない

名前

種類

もしもの時の預け先

希望

4. お金・財産について

◇ 預貯金・投資信託等

あなたがこれまで築いてきた大切な財産を確認しておきましょう。
そして万一に備えてご家族とも事前にしっかり話しておきましょう。

金融機関・支店	種類	口座番号	名義人	備考
支店				
支店				
支店				
支店				
支店				

◇ 有価証券

名称・銘柄	金融機関	支店	口座番号	名義人

◇ 所有不動産

種類（家屋・土地）	用途	所在地	名義人・持ち分

◇ 健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険

項目	番号・種類	備考
健康保険証		
介護保険証		

◇ 公的年金、企業年金、個人年金

名称	番号・記号	備考

◇ 生命保険、各種保険、互助会

保険会社	証券番号	契約者	被保険者	受取人

◇ ローン・キャッシング等、お借入れ

借入目的	借入先	借入額	備考

5. 葬儀・お墓について

誰もが迎える最期の旅立ちの時、あなたははどうしたいですか？
それを見送るご家族にその想いをしっかり伝えておきましょう。

◇ 葬儀への希望はありますか（どんな葬儀にしてほしいか）

- ☐ ない
- ☐ ある ※具体的に…

◇ 葬儀の宗教について

宗教

宗派

連絡先

備考

◇ お墓について

場所

連絡先

備考

◇ お墓の管理について困っている事や希望はありますか

- ☐ ない
- ☐ ある ※具体的に…

6. 遺言書・相続について

最期を迎える前に、あなたの大切な財産を整理し、後世に引き継ぎましょう。

◇ 遺言書について

- ☐ 作成している ☐ 作成していない
☐ 作成する予定はない ☐ 今後作成したい

遺言書作成日

保管場所

種類 ☐ 自筆証書

☐ 公正証書

☐ その他

)

◇ 遺言書を作成している場合、遺言執行者について

- ☐ 決めている ☐ 決めていない

執行者氏名

関係

住所

連絡先

◇ 判断能力が低下した場合、誰に財産管理を依頼しますか

- ☐ 配偶者
- ☐ 子供（続柄： 名前：)
- ☐ その他親族（続柄： 名前：)
- ☐ 信頼できる専門家
- ☐ 任意後見契約がある（任意後見人の名前： 連絡先：)
後見の内容（)
- ☐ その他（)

◇ 生前整理について

- ☐ 生前整理はしない ☐ 生前整理をしたい

遺しておきたい大切なもの

◇ 遺言書について

*個人の意思の尊重

遺言によって、自分の財産がどのように分配されるかを決定できます。これにより、本人の希望通りに財産を配分することができます。特に、法定相続分に従わない分配を希望する場合には遺言が必要です。

*相続争いの防止

遺言があることで、遺産分割に関する相続人同士の争いを防ぐことができます。明確な遺言があれば、相続人がどの財産をどのように受け取るかが明確になり、無用な争いを避けることができます。

*特定の相続人の保護

遺言によって、特定の相続人を特に保護することができます。例えば、障害を持つ子供や経済的に困窮している家族など、特別な配慮が必要な相続人に対して多くの財産を分け与えることができます。

*財産の有効活用

遺言を通じて、自分の財産を特定の団体や慈善活動に寄付することも可能です。これにより、財産が社会的に有意義に使われるように指示することができます。

*法的手続きの簡略化

遺言が適切に作成されている場合、相続手続きがスムーズに進行しやすくなります。遺産分割協議書の作成が不要になるなど、相続手続きが簡略化される利点があります。

*遺留分への配慮

遺言を作成する際には、遺留分（法定相続人に保障された最低限の相続分）への配慮も必要です。遺言者の意思を尊重しつつ、法定相続人の権利も守ることが重要です。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成	遺言者が、遺言書全文を自筆で書き、代筆や録音ワープロは不可（財務目録に限りワープロ等の使用が可能）、日付・署名・押印する。	遺言者は公証人と相談し、公証役場で承認立ち合いのもと作成する。
ポイント	遺言書が無効にならないように、書き方など細心の注意を払う必要あり。また紛失や隠匿、偽造の恐れがあることにも留意しておく。	専門家である公証人が確認するため、不備が起りにくい。
保管 検認	自宅で保管、専門家に預ける、あるいは法務局の制度（2020年7月10日施行）を利用するなど。 法務局以外で保管した遺言書は、家庭裁判所での検認が必要。	原本は公証役場で保管。正本や謄本は本人、あるいは遺言執行者が自宅などで保管する。紛失時、写しの再発行が可能。 検認の必要はない。
費用	法務局で保管する場合は手数料が発生する。	公証人、および証人への手数料（公正証書作成費用）が発生する。

【遺言書の作成例（基本的な文例）】

※必ず自書してください

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

※あなたの氏名

※「あなたが誰に渡したいのか」を書きます

1 遺言者は、遺言者が有する次の財産を、遺言者の妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

（1）土地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

（2）建物

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

（3）遺言者名義の預貯金

2 遺言者は、遺言者名義の株式会社××の株式2万株を、遺言者の長女〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

3 遺言者は、前記1.2に記載した財産以外に、遺言者の有する財産があった場合、そのすべてを妻〇〇に相続させる。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です

4 遺言者は、妻〇〇を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です

（付言事項）

妻の〇〇には、最後まで色々と苦勞をかけました。長年共に歩んでくれて本当にありがとうございます。〇〇も私の大事な娘です。お母さんと共に、身体に気を付けて幸せに暮らしてください。

令和〇年〇〇月〇〇日

※この遺言書を書いた日付

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

※あなたの住所

〇 〇 〇 〇

印

※あなたの氏名（必ず押印します）

- ・ 自筆証書遺言の場合、全ての文字は自筆で書きましょう。
- ・ タイトル（遺言書）はしっかり書きましょう。
- ・ 付言事項には、あなたの「想い」を自由に書くことができます。
- ・ 日付は「吉日」などとせず、正確な日付を書きましょう。
- ・ 印鑑は認印でも法的な問題はありませんが、トラブル防止のために出来る限り実印の押印をお勧めします。

【遺言書の作成例（団体に財産を寄附する場合）】

※必ず自書してください

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

※あなたの氏名

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます

- 1 遺言者は、難病研究に役立てるため、遺言者が有する遺言者名義の〇〇銀行
〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇）の全額を、国立大学法人〇〇大学
（〇〇市〇区〇〇）に遺贈する。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です

- 2 遺言者は、長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日）を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です

（付言事項）

私は長年〇〇病に苦しんできました。この病気で苦しむ人が一日でも早く
いなくなることを願って、わずかではありますが、財産の一部を寄附すること
にしました。〇〇大学において、この病気に関する研究に役立てていただければ
幸いです。また、子どもたちには、父の想いを尊重するようお願いします。

令和〇年〇〇月〇〇日

※この遺言書を書いた日付

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

※あなたの住所

〇 〇 〇 〇

印

※あなたの氏名（必ず押印します）

※付言事項とは

遺言書を通して、家族やお世話になった人などへの感謝の気持ちや思いを伝える
文書（メッセージ）を「付言事項」といいます。付言事項は法律に定めのあるもの
ではなく、遺言書に記載するかは任意ですが、遺言者の気持ちや思いを伝える手段
として一般的に用いられています。

■注意事項■

これらの文例は、自筆証書遺言書保管制度を利用される皆様の参考としていただくために、一部の事
例として挙げており、全てを網羅しているものではありません。また、遺言内容としての効力を保証
するものではありません。ご不明な点がある場合は、事前に弁護士や司法書士等の法律の専門家に相
談されることをお勧めします。

九州大学へご寄附を検討される方は、先ずはご相談ください。
ご寄附先などについて、担当者からご案内等させていただきます。

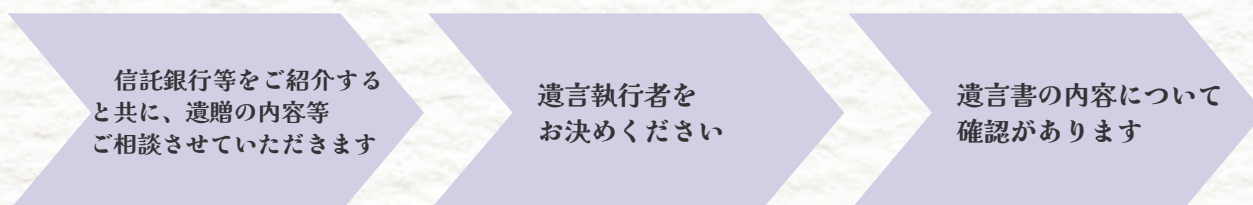
詳しくはP16をご覧ください

◇ 九州大学への遺贈について

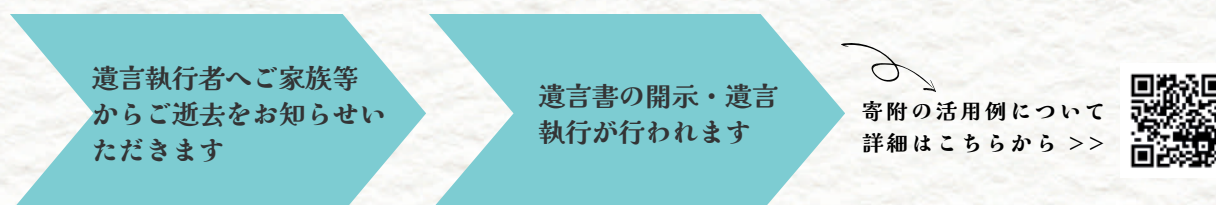
遺贈寄附とは、遺言書を作成し、ご自身の遺産や相続した財産の一部または全部を法定相続人以外に寄附いただくことです。

■ 遺贈によるご寄附の流れ ■

〈ご生前〉



〈ご逝去後〉



＼ まずはお気軽にご相談ください ／

九州大学基金事業推進室

☎ 092-802-2150

■ 遺贈の種類 ■

いずれの場合も、どなたでもご寄附いただけます。遺贈のご寄附には、現金のほか、有価証券、株式、不動産、古本、美術品などもお受けできる可能性があります。本学では少額でのご遺贈もお受けしておりますので、まずはご相談ください。

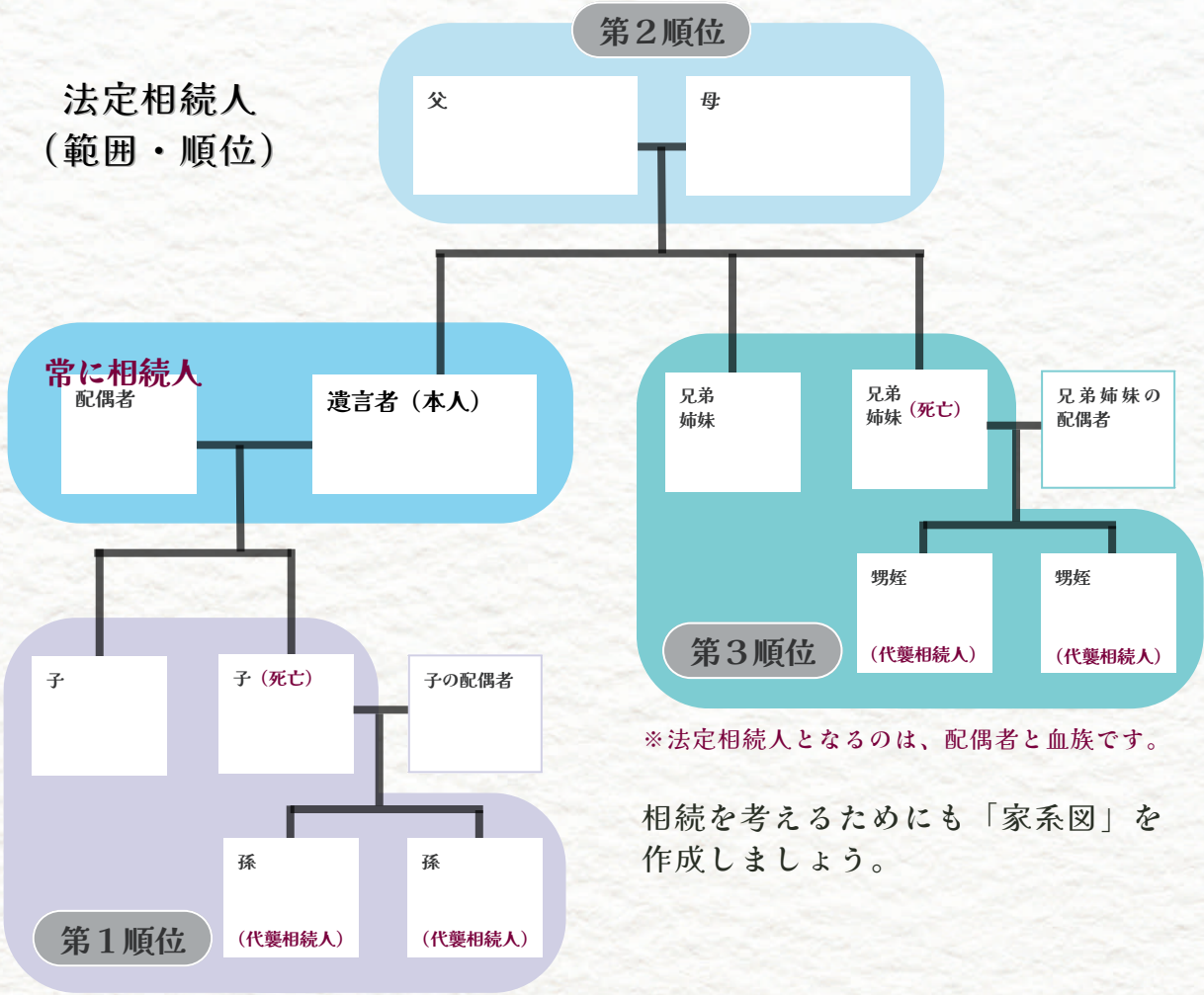
遺言	相続	信託	香典
ご本人が遺言書を作成して行うご寄附です	相続人が受け継いだ遺産から行うご寄附です	信託銀行等、信託を引き受ける方との契約により行うご寄附です	お香典返しの代わりにお香典から行うご寄附です

毎年、九州大学基金主催の「相続・遺言セミナー」も開催しております。
その他、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

ほかに税制上の優遇措置等、詳しくは[九州大学基金ホームページ](#)をご覧ください。



8. 法定相続について



(法定相続分・遺留分)

・遺留分…亡くなった人の遺産相続人に最低限保障される遺産取得分のこと

	順位 (組み合わせ)	法定相続分		遺留分	
1	配偶者 と 子	配偶者 1/2	子 1/2	配偶者 1/4	子 1/4
2	配偶者 と 父母	配偶者 2/3	父母 1/3	配偶者 1/3	父母 1/6
3	配偶者 と 兄弟姉妹	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4	配偶者 1/2	兄弟姉妹 なし
4	配偶者のみ	1/1 (全部)		1/2	
5	子のみ	1/1 (全部)		1/2	
6	父母のみ	1/1 (全部)		1/3	
7	兄弟姉妹のみ	1/1 (全部)		なし	

＼ 大切な人へのメッセージ ／

年 月 日





九州大学 基金事業推進室

〒819-0395 福岡県福岡市西区元岡744

TEL : 092-802-2150

E-mail : k-kikin@jimu.kyushu-u.ac.jp

